

仕様書

1 件名

防災啓発動画制作業務委託

2 目的

近年、全国各地で頻発している大規模な災害や過去に発生した長崎大水害等を教訓として、災害の発生の恐れがある場合の、迅速な避難行動の啓発を図るため、「マイ避難所」について、分かりやすく伝えられる動画を制作し、市民の防災意識の向上につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年8月28日（木）まで

4 履行場所

指定場所

5 業務内容

災害が発生する前から、迅速な避難行動をとることで、自助・共助により大切な生命を守るために、「マイ避難所」の防災啓発動画を作成し、その動画及び画像、音声等を編集して映像を制作すること。

制作に関する業務内容は次のとおりとし、映像制作における重要事項については、発注者と受注者で協議のうえ決定すること。

(1) 企画及び構成

別紙、「マイ避難所について」を参考に、以下の避難行動の5ステップから必要な項目を選択し構成すること。

ステップ1：「住んでいるところの危険性を知る」

ステップ2：「避難の必要性を考える」

ステップ3：「避難する場所とタイミングを考える」

ステップ4：「マイ避難所シールに記入する」

ステップ5：「マイ避難所シールを活用した避難行動」

企画コンペでの提案内容を基に、発注者と受注者で協議のうえ内容を決定する。

受注者は、決定した内容に基づいて、必要に応じて絵コンテなどを用いて動画の構成を作成する。動画の内容は、「マイ避難所」について、視聴者に分かりやすく伝えることで、災害の発生の恐れがある場合の迅速な避難行動など、市民の防災意識の向上につながるよう工夫すること。

なお、制作した動画は、長崎市ホームページ、YouTube、SNS、イベント、各種広告媒体での放映等に使用する。

ターゲットは、長崎市に居住する全市民とする。

(2) 撮 影

企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は業務委託に含むものとする。

ア 資料及び素材の収集

イ 肖像権及び著作権についての必要な手続き

ウ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請

エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

(3) 編 集

撮影した映像の加工及び編集のほか、音楽や音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。納品までに発注者による複数回の内容確認及び修正の指示を受けるものとする。

動画の要件については、次のとおりとする。

ア 15～30秒、2～3分程度の2パターンの動画を制作すること。また、それぞれについて、無音の状態で視聴することが少なくないスマートフォン利用者にも内容が十分に伝わるよう、テロップを挿入すること。

イ 15～30秒の動画は、主にSNSや屋外に設置してあるデジタルサイネージ等で放映し、短い時間で概要を伝えられる内容で、2～3分の動画は市ホームページや市主催の講話等で放映し、より詳しく理解してもらうことを想定した内容とすること。

ウ 複数年かつ年間を通じて使用できるものとする。

エ 動画の素材については、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の権利関係の処理、関係官公庁等への手続きは、受注者の責任において実施すること。

6 成果物の提出

本業務の完了後に提出する成果物は次のとおりとする。

(1) 再生用データ

DVD ディスク 2枚

(2) WEB 配信用データ (HDD 等)

Y o u T u b e や S N S 等で配信できるよう、M P E G 4 や W M V など、複数のフォーマットに変換したデータとし、タブレット等での使用を想定したデータ容量を軽量化したもの

(3) 非圧縮の映像マスターデータ一式 (HDD等)

非圧縮動画データに加え、動画制作時に使用した映像や写真データ等を保存したもの

(4) 撮影素材一覧表 (紙媒体及び電子媒体 (CD-R等))

(5) 業務報告書

紙媒体及び電子媒体 (CD-R等)

(6) 納品場所

長崎市防災危機管理室（長崎市魚の町4番1号 長崎市役所7階）

7 業務管理

受注者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ作業計画書及び行程表を発注者に提出し、全行程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握や発注者への状況報告等）を徹底すること。

また、本業務に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画の遅れが生じるなど課題や問題が発生した場合は、速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、発注者の承認を得たうえで、適切に対応すること。

8 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任において当該問題を処理、解決することとし、また、当該問題によって発注者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 発注者は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等を行うことができることとする。
- (3) 受注者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置等を発注者に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。
- (4) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査したうえで納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、発注者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受注者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。
- (5) 本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、発注者と受注者で協議のうえ進める。

9 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受注者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 業務完了報告

業務完了の際には、速やかに業務完了報告書を提出し、承認を受けることとし、合格と認められないときは、発注者の指定する期日までに補正を行うこと。

また、その場合の費用については、受注者の負担とする。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 発注者は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した文面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

イ 受注者は、アの要求があったときは当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に発注者に書面で提出しなければならない。

(4) 権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て発注者に帰属する。

イ 受注者は、発注者の承諾なしに本業務により制作した成果物及び資料を他に流用することはできない。

ウ 受注者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

(5) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理、保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(6) 関係法令の遵守

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行するうえで、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一、問題が発生した場合は、受注者が責任を持って対応すること。